今年もやります。運動器検診

「運動器」って？

骨や関節、筋肉、靭帯、腱、神経など、みなさんのからだを動かすために必要な器官のことです。

あなたはスポーツが好きですか？

スポーツが好きな人。練習のしすぎで関節などを使いすぎると、「スポーツ障害」が心配。痛みや違和感をほうっておくと、お医者さんでも治せなくなってしまうことが多いのです。

スポーツがニガテな人。運動不足だと、必要な筋肉がついていなかったりからだが硬かったりして、必要な動きができないことがあり、思わぬ大けがの原因になることがあります。

早期発見・早期治療が大切

運動器の病気や不具合を、手遅れにならないうちに見つけて治療するために、運動器検診を行います。

保健調査票の提出を忘れずに！

保護者の方へ

～日本スポーツ振興センター災害共済制度の使い方について～

下野市では、こども医療費助成制度の対象が、高校３年生まで拡大され、県内の病院にかかったときの医療費（窓口支払）が無料になっています。

県内の接骨院や整骨院も、「こども医療費助成制度」の対象となっております。しかし、学校でのケガなどで病院にかかられた場合は、加入していただいている「スポーツ振興センターの災害共済」の給付制度が優先となりますので、こちらの制度をお使いいただければと思います。（その際、必ず学校への報告をお願いいたします。）

＜災害共済制度のメリット＞

※　学校の災害共済は、窓口支払の金額に医療費総額の１割がプラスされて戻ります。

※　万が一の後遺障害に対する補償もあります。

～学校のケガなどで病院を受診するときは～

①　病院や薬局の窓口で、「学校でのケガなので、学校の給付制度を使います。」と伝えていただき、子ども医療費助成制度を提示せず、**窓口でかかった料金（３割負担分）をお支払いください。**

②　学校から災害共済用の書類をお渡ししますので、かかった病院や薬局で書類を月末締めで記入していただき、学校まで提出をお願いします。

③　センターへの手続きは学校で行います。支給までは２～３ヶ月かかることがありますので、ご了承ください。

＜気をつけていただきたい点＞

初診から治癒までの医療費の総額が保険点数５００点未満（**窓口での実際の支払額が１５００円未満）の場合は**、スポーツ振興センターの**災害共済の対象外**になります。その場合は、子ども医療費助成制度をご利用ください。

※　給付金支払いについて…学年費等の引き落とし口座に振り込みでお支払いいたします。今まで振り込み後に「受領書」のご提出をお願いしていましたが、今後は「受領書」を廃止し、振り込み前に、「支給のお知らせ」を配付させていただきます。ご理解、ご協力をどうぞよろしくお願いします。